

議案第 5 2 号

日出町公告式条例の一部改正について

日出町公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町公告式条例の一部を改正する条例

日出町公告式条例（昭和 2 9 年日出町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「第 1 6 条に基づき」を「第 1 6 条第 4 項の規定に基づく」に改める。

第 2 条第 1 項中「公布する」を「公布しようとする」に、「を町長がこれに署名し、公布年月日」を「の前文及び年月日」に、「公布し」を「、その末尾に町長が署名し」に改め、同条第 2 項中「公告」を「条例の公布」に、「掲示板に公示する」を「の掲示場に掲示して、これを行う」に改める。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(規則の公布)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(町長の定める規程の公表)

第 4 条 町長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して、町長印を押さなければならな

い。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

本則に次の2条を加える。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他教育委員会を除く町の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「町長」とあるのは、「当該機関の代表者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、教育委員会を除く町の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関の代表者印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は町の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の日出町公告式条例の規定により公布又は公表されている条例、規則及び規程は、この条例による改正後の日出町公告式条例の相当の規定により公布又は公表されたものとみなす。

理 由

町の機関の定める規則及びその他の規程の公告式に係る規定を改め、その他所要の改正を行いたいので提出する。